

中古住宅のリフォームを応援します



空き家リフォーム事業補助金制度



リフォーム費用の
最大100万円
を補助します!!

50万円	20万円	20万円	10万円
市外からの転居 市内の場合 10万円	中学生までの 子どもがいる世帯	3世代が同居・ 近居する世帯	市内業者での リフォーム工事

※補助金額は、条件により異なります。詳しくは制度概要等をごらんください



Q & A こんな場合はどうなの？

疑問？	回答！
親や親戚が所有している住宅を購入する場合も申請が可能ですか？	売買（著しく安価等の場合は対象外）であれば可能です。ただし、相続や贈与の場合は対象となりません。
業者に依頼せず、自分で施工する場合も補助対象となりますか？	補助対象となりません。
リフォーム業者を市が紹介してくれますか？	紹介することはありません。
工事の見積書や請求書は合計金額が分かればよいですか？	工事の明細が分かる見積書や請求書を提出してください。
実績報告を3月31日までに提出できない工事を申請することができますか？	申請できません。
昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震性能はどのように判断すれば良いでしょうか？	無料の耐震診断事業を実施しています。担当にご相談ください。
入居者全員が市外からの転居者でなければ加算の対象となりませんか？	申請者が市外からの転居者であれば加算の対象となります。
磐田市以外に市税の滞納がある場合でも申請できますか？	申請できません。
補助金額が加算となる市内業者とは？	市内に事業所を持ち、見積書や請求書に市内の住所を記載して発行することができる業者が対象となります。
現在、妊娠中ですが、こどもがいる世帯の加算の対象となりますか？	加算の対象となります。その場合は、申請書に母子手帳の写しの添付が必要となります。
車庫の整備は対象になりますか？	建物と一体の工事は対象となりますが、別棟の場合は対象外です。
補助金を業者に市から直接振り込んでもらうことは可能ですか？	できません。補助金は申請者が工事費を直接業者に支払った後、市が申請者の口座に振り込みます。
リフォーム工事完了の確認はどのように行われますか？	主に工事写真による確認を行います。ただし、必要に応じて現地調査をさせていただく場合もあります。
工事を実施したところ追加費用が必要となりました。申請金額を増額変更することはできますか？	できます。ただし、補助金の交付額変更手続きが必要となります。ただちに、担当にご連絡ください。
当初同居していた家族が引っ越した場合はどうなりますか？	補助金返還となる場合があります。詳細は、担当にご相談ください。



空き家は どうやって探せばいいの？



こちらからも探すことができます

公益社団法人
静岡県宅地建物取引業協会
〒420-0839 静岡県葵区鷹匠3丁目18-16（静岡県不動産会館3階）
TEL / 054-246-1511 FAX / 054-245-9730



公益社団法人
全日本不動産協会 静岡県本部
〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町14-1（水の森ビル8階）
TEL / 054-285-1208 FAX / 054-284-0913



お問合せ先

磐田市役所 **建設部 建築住宅課 住宅管理グループ**

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1
TEL / 0538-37-4851 FAX / 0538-33-2050
E-mail / kenchiku-jutaku@city.iwata.lg.jp

申請様式ダウンロード

▼こちらから▼



制度概要

- 制度名** 空き家リフォーム事業補助金
- 対象者** 市内の中古住宅を購入し、自らが2名以上の世帯で対象住宅に居住される方
- 対象住宅** 下記すべてを満たす建物が対象となります。
- (1) 新築から15年以上が経過した建物
 - (2) 購入時点で居住するものがない、もしくは3ヶ月以内に居住しなくなる予定の建物
 - (3) 建物の延べ床面積の半分以上が住宅用となる建物の住居部分
 - (4) 建築基準法及びその他関係法令の基準を満たしている建物
ただし、昭和56年5月31日以前の基準で建築された住宅においては耐震性能を有している建物
 - (5) 売買契約日から3ヶ月以内の建物
- 申込要件** 下記すべてを満たす世帯となります。
- (1) 入居者全員が市税（市民税、軽自動車税、固定資産税および国民健康保険税）の滞納がないこと
 - (2) 居住地の自治会に加入すること
 - (3) 入居者全員が暴力団員及び暴力団員等、または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと
 - (4) 過去にこの制度による助成を受けたことが無いこと
 - (5) 購入者が対象住宅に5年以上居住すること

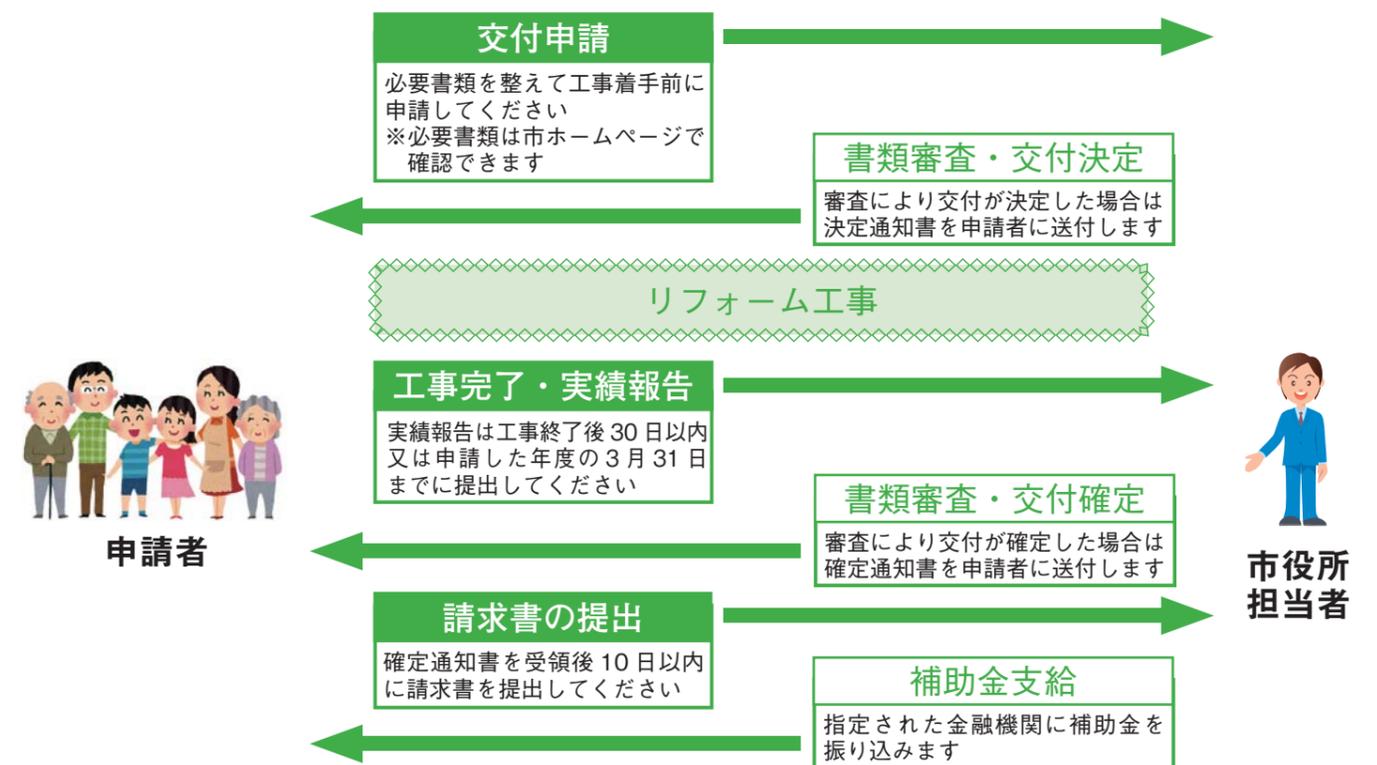
補助内容 補助対象額と補助基準額のいずれか少ない額で、上限が **100万円**

補助対象額 リフォーム工事費の50%に相当する額

補助基準額 市内での転居の場合 **10万円**
市外からの転居の場合 **50万円**
上記に加算して

- ①同居者に中学生以下の子どもがいる場合
子ども一人当たり **20万円**
- ②3世代が同居または近居（中学校区内）する世帯の場合
20万円
- ③市内業者にリフォーム工事を依頼する場合
10万円

申請から補助までの流れ



補助対象となるリフォーム工事一覧

リフォーム工事内容	備考
屋根工事（葺き替え、塗装、防水等）	太陽光発電設備は対象外
壁工事（張り替え、塗装、断熱、壁の撤去、追加等）	
床工事（床材の変更、畳の交換、床暖房等）	室内清掃は対象外
内装工事（天井や壁の張り替え、塗装等）	カーテン、ブラインドの購入費は対象外
建具工事（ふすま、障子の張り替え、窓、建具の交換）	
給排水・衛生設備工事（浴室、キッチン、洗面所、トイレ等）	設備（給湯器、食器洗浄機、便座等）の購入費は対象外
電気設備工事（照明器具、エアコンの設置）	家電（エアコン、電灯）等の購入費は対象外
機械設備工事（給排水、給湯、換気、ガス）	機器購入費は対象外
既存住宅の増改築、減築工事	建築確認申請の写しと図面を添付してください。解体工事は対象外